|  |
| --- |
| **管理権原者等一覧表(作成例）**別表１ |
|
|  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所（テナント）名称 | 管理権原者（役職・氏名） | 管理権原の範囲 |
| 防火管理者（役職・氏名） | ※必要に応じ平面図等に示す |
|  |  |  |
|  |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 　 |  |  | 　 | 　 | 　 |
| （　　　／　　　） |

別表２

**火災予防の役割と日ごろの注意事項**

|  |
| --- |
| **役　　　　　割** |
|  １　管理権原者と統括防火管理者は、この建物での火災予防など安全を守ることについて、みなさんを指導、監督する責任と権限をもっています。 ２　防火管理者は、テナント内の火災予防など安全を徹底して、この建物の安全性を高めることに努めます。 |
|  |
|  １　通路､階段、出入口など災害が起きたときに避難通路となる所には､物を置いたり、 　カーテンなどで隠さないでください。 ２　消火器、誘導灯、屋内消火栓設備など万一の災害に備えた設備や器具は、見通すこ 　とができ、いつでも使える状態にしておいてください。 ３　防火戸や防火シャッターの周りには、閉鎖の障害となったり、延焼の媒介となった　 りするような物を置かないでください。 ４　機械室、ボイラー室、変電室などは、専任の係員以外は立入らないでください。 ５　テナントが無人となるときは、最後に出る人が必ず火の始末をして、カギをかけて　 ください。 ６　指定した喫煙場所以外は、禁煙とし、吸いがらは、指定した水入り容器以外に捨て 　ないでください（テナント内は、それぞれで決めてください。）。 ７　この建物やテナントの安全を守るために注意することで、わからないことがあると 　きは、統括防火管理者か防火管理者に聞いてください。 |
| **工 事 中 の 出 火 防 止** |
|  １　工事をするときは、工事の前に統括防火管理者と相談してください。 ２　工事の施工者は、工事中の火災予防のため、担当責任者をきめて統括防火管理者に 　報告してください。 ３　工事中の担当責任者は、工事中の安全を守るための計画書を作成し、統括防火管理 　者に提出してください。 ４　溶接など火を使う作業をするときは、防炎性能のある工事用シートなどで区画し、 　近くに消火器などの消火用具を準備してください。 ５　危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、その都度、統括防火管 　理者の承認を受け、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などをはっきり　 させてください。 |
| **統括防火管理者に報告しなければならないこと** |
|  １　決められた場所、時間以外で臨時に火を使用しようとするとき ２　テナント独自で工事をしようとするとき３ 消防訓練をしようとするとき |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | **「　　　　　　　　 」自 衛 消 防 隊 「本 部 隊 」 の 編 成 と 任 務** | 別表３－１ |
|  |
|  |
| **編　　　　　成** | **火　　災　　時　　の　　任　　務** | **地　　震　　時　　の　　任　　務** | **ガ　ス　漏　れ　時　　の　　任　　務** |
| 自衛消防隊本部長 | 自衛消防隊の統括（指揮、命令、監督） | ①　自衛消防隊の統括（指揮、命令、監督）　②　避難開始時期、避難場所の決定 | ①　自衛消防隊の統括（指揮、命令、監督） |
| ( 　　　　　　 ) | ②　避難開始時期、避難場所の決定 |
| ③　ガス本管の閉鎖時期決定 |
| ④　火気使用設備器具等の再使用時決定 |
| 　　（ガス会社の安全確認、指示による。） |
| 自衛消防隊副本部長　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　） | 本部長の補佐、本部長不在時における任務の代行 | 本部長の補佐、本部長不在時における任務の代行 | 本部長の補佐、本部長不在時における任務の代行 |
|
| 自　衛　消　防　隊　長 | ①　本部長の命による自衛消防隊の指揮 | 本部長の補佐、本部長及び副本部長不在時における任務の代行 | 本部長の補佐、本部長及び副本部長不在時における任務の代行 |
| ( 　　　　 ) | ②　本部長の補佐、本部長及び副本部長不在時における任務の代行 |
| 自　衛　消　防　副　隊　長　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　） | 自衛消防隊長の補佐、自衛消防隊長不在時における任務の代行 | 自衛消防隊長の補佐、自衛消防隊長不在時における任務の代行 | 自衛消防隊長の補佐、自衛消防隊長不在時における任務の代行 |
|
| 火災の発見者・その近くにいる人 | ①　大声で近くにいる人に火災を知らせるとともに、非常ベルを鳴らす。 | 〔　　各　　個　　人　　　〕 | ①　大声で近くにいる人にガス漏れを知らせる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ②　１１９番通報をする。 | ①　使用中の火を始末する。 | ②　ガス漏れを起こしている器具や管などの元コックを閉める。 |
| ③　火災発生場所（階、地区、部屋など）を〔 | ②　机の下や柱の隅など安全な場所で落下物等から身を守る。 | ③　ガス漏れ発生場所（階、地区、部屋など）を〔 |
| （例）防災センター　　℡　　　　　　〕へ通報する。 | ③　出入口付近にいるときは、扉やドアなどを開放する。 | 　　　　　℡　　　　　　　　〕へ通報する。 |
| ④　近くにある消火器や水で消火する。 |  | ④　使用中の火やタバコを消すよう大声で知らせる。 |
|  |  | ＊　電気のスイッチ類に触れないこと |
|  |  | ＊　電話は、ガス漏れ区域外のものを使用すること |
| 指揮班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　本部長、副本部長、自衛消防隊長、自衛消防副隊長の補佐 | ①　本部長、副本部長、自衛消防隊長、自衛消防副隊長の補佐 | ①　本部長、副本部長、自衛消防隊長、自衛消防副隊長の補佐　　 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | ②　自衛消防隊本部の設置 | ②　自衛消防隊本部の設置 | ②　自衛消防隊本部の設置 |
|  | （　　　　　　　　） | ③　本部隊各班や地区隊への命令等の伝達や情報収集 | ③　本部隊各班や地区隊への命令等の伝達及び被害状況の把握 | ③　本部隊各班や地区隊への命令等の伝達及びガス漏れ範囲等の調査 |
|  | （　　　　　　　　） | ④　公設消防隊への情報提供、災害現場への誘導や連携 | ④　その他必要な事項 | ④　その他必要な事項 |
|  | （　　　　　　　　） | ⑤　その他必要な事項 |  |  |
| 通報連絡班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　１１９番通報と通報確認②　館内への非常放送や指示命令の伝達③　緊急連絡表等による関係者への連絡④　その他必要な事項 | ①　館内放送による呼び掛け、パニック発生の防止②　携帯ラジオ等による情報収集③　火災など周辺の被害状況の調査、本部への報告④　その他必要な事項 | ①　次の事項についての館内放送 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | 　＊　使用中の火やタバコを消すこと |
|  | （　　　　　　　　） | 　＊　電気器具やスイッチ類に触れないこと |
|  | （　　　　　　　　） | 　＊　係員の指示や誘導に従って避難すること |
|  | （　　　　　　　　） | ②　消防、ガス会社、警察への通報 |
|  |  | ③　その他必要な事項 |
| 消火班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　地区隊やテナント隊の初期消火活動の指揮及び支援　②　消火器の火災場所への搬送③　消火器、屋内消火栓設備等による消火活動　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④　その他必要な事項 | ①　扉やドアの開放 | ①　火気使用や喫煙の禁止の指示 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | ②　落下物や倒壊物などの下敷きになった人や負傷者の救助 | ②　窓の開放による漏洩ガスの外気への排出 |
|  | （　　　　　　　　） | ③　避難通路、階段等における障害物の除去 | ③　火災発生に備えての消火準備 |
|  | （　　　　　　　　） | ④　火災にそなえての消火準備 | ④　その他必要な事項 |
|  | （　　　　　　　　） | ⑤　その他必要な事項 | 　 |
| 防護班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　防火シャッター、防火戸等の閉鎖による延焼や煙の拡散の防止 | ① ボイラー等の火気使用設備、エレベーター、エスカレータ―などの緊急措置 | ①　ガス元栓の閉鎖、ガス漏れ箇所の応急修理等の実施 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | ②　屋内消火栓設備、放送設備、発電設備等の運転の確保 | ②　発電設備、放送設備、屋内消火栓設備等の運転の確保 | ②　火気使用設備等の運転停止 |
|  | （　　　　　　　　） | ③　エレベーター、エスカレーター等の緊急措置 | ③　ロープ等による立ち入り禁止区域の設定 | ③　空調機の停止によるガスの拡散防止 |
|  | （　　　　　　　　） | ④　危険物や重要書類などの持ち出し | ④　避難の障害となる落下物等の除去 | ④　窓の開放による漏洩ガスの外気への排出 |
|  | （　　　　　　　　） | ⑤　警戒区域の設定 | ⑤　その他必要な事項 | ⑤　ガス漏れ区域内電源の区域外からの遮断 |
|  |  | ⑥　その他必要な事項 |  | ⑥　ロープなどによる立ち入り禁止区域の設定 |
|  |  |  |  | ⑦　その他必要な事項 |
| 避難誘導班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　出火階や上層階の地区隊やテナント隊への避難誘導開始の伝達 | ①　扉やドアの開放 | ①　ガス漏れ区域外の窓や扉の開放 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | ②　要救助者、逃げ遅れた者等の確認及び報告 | ②　避難通路、階段等の避難障害物の除去 | ②　照明代わりのライターやマッチの使用禁止 |
|  | （　　　　　　　　） | ③　非常口の開放及び障害物の排除 | ③　避難者の館内待機場所への誘導と本部長の避難命令が出るまでの間の管理 | ③　爆発の影響範囲外への避難誘導 |
|  | （　　　　　　　　） | ④　その他必要な事項 | ④　その他必要な事項 | ④　その他必要な事項 |
|  | （　　　　　　　　） |  |  | 　 |
| 応急救護班 | 班　長 | （　　　　　　　　） | ①　応急救護所の設置 | ①　応急救護所の設置 | 必要に応じ安全な場所に応急救護所を設置する。 |
| 班　員 | （　　　　　　　　） | ②　負傷者の応急手当等 | ②　負傷者の応急手当等 |
|  | （　　　　　　　　） | ③ 救急隊との連携や情報（負傷者の怪我の程度や年齢、住所など）の提供　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④　その他必要な事項 | ③　救急隊との連携や情報（負傷者の怪我の程度や年齢、住所など）の提供　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④　その他必要な事項 |
|  | （　　　　　　　　） | ④　その他必要な事項 | ④　その他必要な事項 |
|  | （　　　　　　　　） |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **「　　　　　　　　　　」自衛消防隊「地区隊」 の 編 成 と 任 務** | 別表３－１ |
|  |
| 　 | **火　　災　　時　　の　　任　　務** | **地　　震　　時　　の　　任　　務** | **ガ　ス　漏　れ　時　　の　　任　　務** |
| （　　　　　　　　　　）地区隊長　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ①　（　　　　　　　　　　）地区における初動措置の指揮をとる。 | ①　（　　　　　　　　　　）地区における初動措置の指揮をとる。 | ①　（　　　　　　 　　　）地区における初動措置の指揮をとる。 |
| ②　自衛消防隊本部、自衛消防隊長への報告及び連絡を行う。 | ②　自衛消防隊本部、自衛消防隊長への報告及び連絡を行う。 | ②　自衛消防隊本部､自衛消防隊長への報告及び連絡を行う。 |
| （　　　　　　　　　　）地区副隊長（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 地区隊長を補佐し、地区隊長不在時は、その任務を代行する。 | 地区隊長を補佐し、地区隊長不在時は、その任務を代行する。 | 地区隊長を補佐し、地区隊長不在時は、その任務を代行する。 |
| 火災の発見者・その近くにいる人 | ①　大声で近くにいる人に火災を知らせるとともに、非常ベルを鳴らす。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　〔　　各　　個　　人　　　〕 | ①　大声で近くにいる人にガス漏れを知らせる。 |
| ②　消防機関へ119番通報をする。 | ①　使用中の火の始末をする。 | ②　ガス漏れを起こしている器具や管などの元栓を閉める。 | 　 |
| ③　火災発生場所（階、地区、部屋など）を〔　　　　　　　　　　 | ②　机の下や柱の隅などの安全な場所で落下物から身を守る。 | ③　ガス漏れ発生場所（階、地区、部屋など）を〔 |
| (例）防災センター　TEL　　　　　　　　　　　　　　　〕へ通報する。 | ③　出入口付近いるときは、扉やドアなどを開放する。 | 　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　〕へ通報する。 |
| ④　近くにある消火器や水で消火する。 | 　 | ④　使用中の火やタバコを消すよう大声で知らせる。 |
|  |  | 　＊　電気のスイッチ類に触れないこと |
|  | 　 | 　＊　電話は、ガス漏れ区域外のものを使用すること |
| 指揮・通報連絡担当 | ( ) | ①　大声で火災の発生を周囲の人に知らせて回る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ①　地区内の初動措置の適否を確認するとともに、混乱防止のため必要な指示を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ①　火の使用や喫煙をしないよう、電気器具やスイッチ類に触れないよう指示する。 |
| ( ) | ②　消防機関へ119番通報をする。 | ②　地区内の火災、負傷者の発生など被害状況を調査し、　地区隊長及び自衛消防隊本　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ②　ガス漏れ発生場所（階、地区、部屋）、程度などを〔 |
| ( ) | ③　火災の状況（出火場所、火災の程度、燃焼物、消火活動など）を〔 | 　部〔TEL　　　　　　　　　　　　　　　〕へ報告する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　 　　TEL　　　　　　　　　　　　　〕へ報告する。 |
| ( ) | TEL　　　　　　　　　　　〕へ通報する。 | ③　テレビやラジオなどにより情報収集を行い、本部隊と連絡を密にし、地区隊長等へ。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ③　その他必要な事項 |
|  | ④　地区隊長の指示を伝達する。 | へ必要事項について報告する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　 |
| ⑤　その他必要な事項 | ④　その他必要な事項 |  |
| 初期消火・防護担当 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ①　水、消火器、屋内消火栓設備等を用いて初期消火をする。 | ①　火の始末、ガス元栓の閉鎖、電熱器等の電源遮断その他出火防止上の点検と必要な　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ①　ガス漏れ停止の応急処置を行う。 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ②　消火器を火災の場所に運ぶ。 | 措置を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ②　火気使用設備器具を点検し、使用中の火を消す。 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ③　火点近くの可燃物を除去する。 | ② ボイラー等の火気使用設備を緊急停止する。 | ③　窓を開放し、ガスを外気へ逃がす。 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ④　防火戸、防火シャッターなどを閉めて火災や煙の拡大等を防止する。 | ③　落下物や倒壊物の下敷きになった人や負傷者を救助する。 | ④　ガス漏れ区域内の電源を区域外から遮断する。 |
|  | ⑤　その他必要な事項 | ④　火災発生に備えての準備をする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ⑤　火災発生に備えて準備をする。 |
|  |  | ⑤　その他必要な事項 | ⑥　その他必要な事項 |
| 避難誘導担当 | ( ) | ①　非常口を開放し、避難の障害となる物を除去する。 | ①　扉やドアを開放する。 | ①　やじ馬やこれに類する人達を遠ざける。 |
| ( ) | ②　避難経路の状況を調査し、安全な方向へ誘導する。 | ②　エレベーターやエスカレーターの使用を禁止する。 | ②　作業に直接関係のある者以外は、極力、避難させる。 |
| ( ) | ③　負傷者や逃げ遅れた者がいないか確認する。 | ③　避難の障害となる落下物等を除去する。 | ③　その他必要な事項 |
| ( ) | ④　負傷者を応急救護所に搬送する。 | ④　避難者を地区内の安全な場所で一時待機させ、本部長の指示により待機場所（　　　　　　　 | 　 |
|  | ⑤　その他必要な事項 | 　　　　　　　　　）へ誘導する。 | 　 |
|  | 　 | ⑤　その他必要な事項 | 　 |

|  |
| --- |
| **「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」自衛消防隊の編成と任務（小規模）** |
|
|
|  | **火　災　時　の　任　務** | **地　震　時　の　任　務** | **ガ　ス　漏　れ　時　の　任　務** |
| 自衛消防隊長 | （　　　　　　　　　　　　　） | 　自衛消防隊の統括　・指揮、命令と従業員の安全管理　・１１９番の通報確認、避難完了確認　・公設消防隊到着時の誘導と情報提供 | 自衛消防隊の統括　・避難開始時期、避難場所の決定　・命令等の伝達　・被害状況の把握 | 自衛消防隊の統括　・避難開始時期、避難場所の決定　・ガス本管の閉鎖時期決定　・ガス会社の安全確認のもと、火気使用　　設備器具等の再使用時期決定 |
|
|
| 自衛消防副隊長 | （　　　　　　　　　　　　　） | 隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行 | 隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行 | 隊長の補佐、隊長不在時の任務の代行 |
| 発見者・その近くにいる人 | ・大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる・１１９番へ通報する・近くにある消火器や水などで消火する | ・使用中の火を始末する・安全な場所で落下物から身を守る・扉やドアなどを開放する | ・大声でガス漏れを知らせ、元コックを閉める・使用中の火やタバコを消すよう大声で知らせる |
|
|
| 通報連絡班 | （　　　　　　　　　　　　　） | ・大声又は非常ベルで、火災の発生を知らせる・１１９番へ通報・１１９番の通報確認 | ・館内放送等による呼びかけ、パニック発生の防止・携帯ラジオ等による情報収集・被害状況を調査し、隊長へ報告 | ・次の事項についての館内放送等　使用中の火やタバコを消すこと　電気器具やスイッチ類に触れないこと　係員の指示や誘導に従うこと・消防、ガス会社、警察への通報 |
| （　　　　　　　　　　　　　） |
| （　　　　　　　　　　　　　） |
| 避難誘導班 | （　　　　　　　　　　　　　） | ・火災の発生を大声で知らせ、在館者を安全な方向へ誘導する。・避難状況（避難完了、逃げ遅れ等）を指揮班に報告する。 | ・扉やドアの開放・避難通路、階段等の障害物等の除去・被害状況を調査し、隊長へ報告 | ・ガス漏れ区域外の窓や扉を開放・爆発の影響範囲外への避難誘導 |
| （　　　　　　　　　　　　　） |
| （　　　　　　　　　　　　　） |
| 消火班 | （　　　　　　　　　　　　　） | ・手近な消火器を火点に集める・消火器、水バケツなどで消火する | ・負傷者の救助・火災に備えての消火準備・被害状況を調査し、隊長へ報告 | ・窓の開放による漏洩ガスの外気への排出・火災に備えての消火準備 |
| （　　　　　　　　　　　　　） |
| （　　　　　　　　　　　　　） |

別表３－２

|  |
| --- |
| 自主検査チェック表 |
|
| 区　分 | 検　査　項　目 | 結　果 |
| 建築物及び工作物 | 1 | 柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 | 　 |
| 2 | 天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 | 　 |
| 3 | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 | 　 |
| 4 | 外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 | 　 |
| 5 | 防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。 | 　 |
| 6 | 防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか | 　 |
| 7 | 防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。 | 　 |
| 8 | 防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。 | 　 |
| 9 | 常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。 | 　 |
| 10 | 避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。 | 　 |
| 11 | 階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまづき又はすべり等が生じるおそれがないか。 | 　 |
| 防火管理 | 12 | 非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。 | 　 |
| 13 | 建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。 | 　 |
| 14 | 終業後の防火点検は、確実に実施しているか。 | 　 |
| 避難管理 | 15 | 避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。 | 　 |
| 16 | 避難口扉は、避難に際して合い鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。 | 　 |
| 17 | 避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。 | 　 |
| 18 | 避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。 | 　 |
| 19 | 防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。 | 　 |
| 20 | 避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。 | 　 |
| 21 | 避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。 | 　 |
| 22 | 避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を存置いていないか。 | 　 |
| 23 | 階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。 | 　 |
| 24 | 避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。 | 　 |

別表４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 検　査　項　目 | 結　果 |
| 防炎規制 | 25 | カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん、展示用合板等の防炎対象物品は防炎性能を有しているか。 | 　 |
| 26 | 防炎性能を有するものには、防炎ラベルを貼付しているか。 | 　 |
| 火気使用設備・器具 | 27 | 火気使用設備・器具等の構造は適正か。 | 　 |
| 28 | 火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。 | 　 |
| 29 | 煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。 | 　 |
| 30 | 厨房設備・器具等（給湯湯沸し器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。 | 　 |
| 31 | 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 | 　 |
| 32 | 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 | 　 |
| 33 | 火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。 | 　 |
| 電気設備器具 | 34 | 電気配線は、適切な配線工事をしているか。 | 　 |
| 35 | 電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。 | 　 |
| 36 | コードの亀裂、老化、損傷はないか。 | 　 |
| 37 | タコ足の接続を行っていないか。 | 　 |
| 38 | 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | 　 |
| 39 | 電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。 | 　 |
| 火の使用制限　 | 40 | 裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。 | 　 |
| 41 | 喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。 | 　 |
| 42 | 喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。 | 　 |
| 危険物等 | 43 | 消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。 | 　 |
| 44 | 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 | 　 |
| 45 | 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 | 　 |
| 46 | 整理、清掃状況は適正か。 | 　 |
| 検査実施日 | 　　　　年　　　月　　　日 | 統括防火管理者確認 | 　 |
| 検査実施者 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】 |
|

|  |
| --- |
| 消防用設備等自主点検チェック表別表５ |
|
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器 | １　設置場所に置いてあるか。 | 　 |
| ２　薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 |
| ３　安全栓がはずれ、封の脱落がないか。 |
| ４　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。 |
| ５　圧力計は指示範囲にあるか。 |
| 屋内消火栓設備（移動式） | １　使用上の障害となる物品はないか。 | 　 |
| ２　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |
| ３　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 |
| ４　表示灯は点灯しているか。 |
| スプリンクラー設備 | １　散水障害がないか。 | 　 |
| ２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |
| ３　送水口の変形及び障害物の存置がないか。 |
| ４　スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 |
| ５　制御弁は常時「開」の状態になっているか。 |
| 水噴霧消火設備 | １　散水障害がないか。 | 　 |
| ２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |
| ３　管、管継手に漏れ、変形がないか。 |
| 泡消火設備（固定式） | １　泡の散布を妨げるものはないか。 | 　 |
| ２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |
| ３　泡のヘッドの詰まり、変形はないか。 |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備 | １　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動起動装置） | 　 |
| ２　手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けてあるか。 |
| ３　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 |
| ４　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |
| 屋外消火栓設備 | １　使用上の障害となる物品はないか。 | 　 |
| ２　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |
| ３　ホース、ノズルに変形、損傷がないか。 |
| 動力消防ポンプ | １　常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 | 　 |
| ２　車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 |
| ３　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |
| 自動火災報知設備 | １　表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |
| ３　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |
| ４　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |
| ガス漏れ火災警報器設備 | １　表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |
| ３　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |
| ４　ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 漏電火災警報器 | １　電源表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| ２　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、錆等で固着していないか。 |
| 非常ベル | １　表示灯は点灯しているか。 | 　 |
| ２　操作上障害となる物品がないか。 |
| ３　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |
| 放送設備 | １　電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 | 　 |
| ２　試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。 |
| 避難器具 | １　避難に際し、容易に接近できるか。 | 　 |
| ２　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 |
| ３　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |
| ４　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |
| ５　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |
| 誘導灯 | １　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 | 　 |
| ２　誘導灯の周囲には、間仕切り、ついたて、ロッカー等があって視認障害となっていないか。 |
| ３　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 |
| ４　不点灯、ちらつき等がないか。 |
| 消防用水 | １　周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 | 　 |
| ２　道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 |
| ３　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |
| 連結散水設備 | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 | 　 |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 |
| ３　散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 |
| ４　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |
| 連結送水管 | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 | 　 |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 |
| ３　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 |
| ４　放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。 |
| 非常コンセント設備 | １　周囲に使用上障害となる物品はないか。 | 　 |
| ２　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 |
| ３　表示灯は、点灯しているか。 |
| 無線通信補助設備 | １　地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 | 　 |
| ２　地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 |
| ３　地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。 |
| 検査実施日 | 　年　　　　月　　　　日 | 統括防火管理者確認 | 　 |
| 検査実施者 | 　 |
| 凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】 |
|

別紙１

〔　　　　　　　　　　〕協議会について

１　協議会の設置

①　目的

この建物全体の防火管理体制を向上させるため、すべての管理権原者を構成員と

する協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

② 事務局

協議会の事務局は、〔　　　　　　　　　　　〕に置きます。

２　協議会の運営

①　会議の開催

協議会は、〔　　　月と　　　月〕に定例会議を開催します。また、以下の場合に特別会議を開催します。

ア　同種の建物で火災その他の災害が起きて、多大な被害が出たとき

イ　管理権原者や統括防火管理者からの報告、又は提案により協議会の代表者（以下「会長」という。）が会議を開く必要があると認めたとき

ウ　過半数の管理権原者から要請があったとき

エ　その他この建物の安全について緊急な協議が必要なとき

　②　協議の決定

協議会での決定は、３分の２以上の管理権原者が出席（委任状提出者を含みます。）する会議で、その３分の２以上の賛成により決定します。

③　経費の取扱い

協議会の運用に必要な経費の取扱いについては、別途定めます。

３　会長及び副会長

協議会に会長と副会長を置き、管理権原者の互選により選任します｡

1. 会長

会長は、協議会を代表し、会務を統括します｡

1. 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します｡

４　〔　　　　　　　　　　　　〕協議会構成員

　　〔　　　　　　　　　　　　〕協議会構成員の一覧表は、別記２「協議会構成員一

覧表」のとおり。

|  |
| --- |
| **協 議 会 構 成 員 一 覧 表** |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 　 | 事 業 所 名 | 職 ・ 氏名 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 会 長（代表者） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 副会長 | 　 | 　 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 統括防火管理者 | 　 | 　 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 事務局 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 会　員　一　覧 |  |
|  | 事 業 所 名　 | 管理権原者 | 防火管理者 |  |
|  | 職 ・ 氏名 | 職 ・ 氏名 |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |
|  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |

別紙２

|  |
| --- |
| 指　示　事　項　別紙３ |
|
|  |  |  |  |
| 指示日 | 事　業　所　名 | 管理権原者 | 指　示　事　項 |
| 履行日 | 防火管理者 |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

別紙４

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  | 氏名・住所（法人の場合は、名称・住所・代表者職・氏名） |
| 統括防火管理者 | 氏名（勤務先所在地・名称・職・氏名） |
|  | 　構造様式（階数） | 建築面積㎡ | 延面積　㎡ | テナント数（従業者数） |
|  | 敷地面積　　　　㎡ | ㎡ | ㎡ | 店（　　名） |
| 電気・ボイラー・危険物概要 | 　施設別（能力・容量・取扱数量等） | 設置（許可･届出）年月日 |

**統　括　防　火　管　理　台　帳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　設備別（種別・数量・設置位置等） | 　設置（届出）年月日 |
| 備　　　　　考 |  |

別紙５

　（　　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 委　託　方　式 | □常駐　□巡回　□遠隔移報　□常駐遠隔　□巡回遠隔 |
| 防火対象物 | 名　　 称所 在 地　  | 　　　　　　　　　　　　　　℡（　　）　　　　―　　　　 |
| 統括防火管理者 |  |
|  | 受託者の氏名　　　　住所＊法人等の場合名称及び事務所の所在地 | 氏名（名称）住所（所在地） |
| 担当事務所　　　　　　　　　　　　℡（　　）　　　　―　　　　 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 | * 火気使用箇所の点検等、監視業務
* 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
* 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
* 火災が発生（発見）した場合の初動措置

　□　初期消火　　□　通報連絡　　□　避難誘導　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）* 周囲の可燃物の管理
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 受託者の行う防火管理業務の方法 |  |  |
|  | 　　　　　　　℡（　　）　　　　―　　　　 |
|  | □　終　日 | □　就業中 | □　就業外 |
|  |  |  |  |
| 従事時間帯 | ＊＊＊＊ | 　：　～　： | 　：　～　： |
|  | 　　回(　名) | 　　回( 名) | 　　回( 名） |
| 要員待機場所 | 　　　　　　　　　　　　　 | 到着所要時間 | 覚知後　　分 |
| 教育担当者□有・□無 | 氏名 |  | 職務上の地位 |  |
| 資格要件 |  |  |
| 修了年月日 | 年　　月　日 | 修了証番号 | 第　　　号 |